

自己啓発事業

下記について、会員本人が自己負担で受けられた場合、費用の一部助成を行っております。

1 国家資格試験等受験料助成

2 通信講座受講料助成

3 カルチャー教室等参加費助成

4 運転免許証高齢者講習等助成



会員本人

【利用資格】 会員本人のみ ※会員資格発生前のものは、対象になりません。

【申請方法】 毎月15日の営業時間内(休業日の場合は前営業日)までに**助成金申請書及び必要書類**を郵送もしくは窓口へご提出ください。(FAXではお受けできません。)

【支払日】 毎月21日(休業日の場合は前営業日)にお振込みいたします。

助成金の種類	対 象	助 成 額 ※100円未満切捨	利用回数
国家資格試験等 受験料	新規取得の国家資格・公的資格・民間資格の受験料 ※資格の更新・講習会・説明会は対象外 ※趣味の資格は対象外	資格試験の受験料 1回につき上限5,000円	年度内 2回
通信講座 受講料	①「全福センター」HPに掲載の通信・通学講座 ②その他主要通信講座 ※大学の通信講座も対象	通信講座の受講料(上限3,000円)	年度内 1回
カルチャー 教室等参加費	①専門学部参加費(短大等の特別講座) ②パソコン講座参加費 ③(一財)福島県民共済会が主催のカルチャー教室の参加費(会報でお知らせします)	①自己負担額の半額(上限1,000円) ②自己負担額の半額(上限2,000円) ③助成額は会報でお知らせします	年度内 各1回
運転免許証 高齢者講習等	高齢者講習及び講習予備検査の受講料	高齢者講習及び講習予備検査の受講料(上限3,000円)	年度内 1回

【注意事項】

○自己負担分のみが対象となります。

全額会社負担の場合や会社が一部負担したに部分については助成の対象にはなりません。

○申請期限は、各事由日から1年になります。可能な限り年度内でのご申請をお願いいたします。

○1年以内であれば前年度分でも助成の対象になりますが、利用回数は今年度にカウントされます。

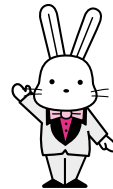
○書類の押印箇所は、朱肉を使って認印で押印してください。(スタンプ印不可)

○支払日前後に、振込通知書を事業所へ送付いたしますので、通知書に記載されている振込日を確認してください。

○助成金は事業所の会費引落口座にお振込みします。それ以外の口座をご記入の場合は受付することができません。

※3月15日(休業日の場合は前営業日)以降に受理した申請書は、4月振込みになるため、利用回数は翌年度分としてカウントされます。

※年度内とは、4月1日～翌年3月31日です。



申請に必要な書類	その他・注意事項
①助成金申請書(P.57) ②受験票のコピー ※氏名・資格名・受験日・主催者名が記載されていること ③領収書のコピー	<u>※受験日に、会員資格のある方のみ助成対象です。</u> ○申請期限は、受験日から1年になります。 ○受験票に左記の必要事項が明記されていない場合は、要綱を添付してください。 ○領収書紛失の場合は、受験料が確認できる要綱や合否通知書等を添付してください。
①助成金申請書(P.57) ②領収書コピー ③要綱コピー	<u>※受講開始日に、会員資格のある方のみ助成対象です。</u> ○①の受講希望者は、全福センター HP内の掲載ページからお申込みください。(全福センター HPはP.48をご参照ください。) ○申請期限は、受講開始日から1年になります。
①助成金申請書(P.57) ②領収書コピー ③要綱コピー ※教室名・主催者名・料金等が記載されていること	<u>※教室参加日に、会員資格のある方のみ助成対象です。</u> ○申請期限は、教室等参加日から1年になります。 ○(一財)福島県民共済会主催のカルチャー教室の場合、要綱は不要です。
①助成金申請書(P.57) ②更新後の運転免許証のコピー	<u>※運転免許証交付日に、会員資格のある方のみ助成対象です。</u> ○申請期限は、新しい運転免許証が発行された日から1年以内になります。